<監修者一覧>(五十音順)

中里 実(なかざと・みのる) 東京大学名誉教授

昭和53 (1978) 年、東京大学法学部卒業。大学では法学部助手として、租税法の大家である金子宏教授に師事。主な研究分野は、租 税法、財政法及び法と経済学。平成7 (1995) 年に東京大学大学院法学政治学研究科助教授等を経て、平成9 (1997) 年より東京大学 大学院法学政治学研究科教授。令和2(2020)年3月、東京大学を定年退職し、西村高等法務研究所の理事に就任。この間、平成25 (2013) 年より、政府税制調査会の会長を務めている。また、平成24(2012)年10月より租税法学会理事長も兼務。

平成29 (2017) 年4月、紫綬褒章を受章。主な著書に「国際取引と課税」「金融取引と課税」「キャッシュフロー・リスク・課税」「タッ クスシェルター』『デフレ下の法人課税改革』(いずれも、有斐閣)等。

保坂雅樹(ほさか・まさき) 弁護士

昭和62 (1987) 年、東京大学法学部卒業。平成元 (1989) 年、西村あさひ法律事務所入所。M&A /コーポレート (一般企業法務) を 専門とし、企業買収、企業統合、企業組織・グループ再編、買収防衛などのクロスボーダー案件・国内案件を手がける。平成23(2011) 年より執行パートナーとして事務所運営に従事。

令和2(2020)年、東京大学大学院法学政治学研究科ビジネスロー・比較法政研究センター/ビジネスローセンター所属 客員教授。 主な著書に『企業組織再編税制のすべて』(中央経済社)、『M&A 法大全』(商事法務研究会)等。

商品に関するご照会・お申し込みは

フリーコール (通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web URL: https://shop.gyosei.jp

【利用目的】ご注文に関するお客様への連絡、配送、代金の請求及びメール等による商品の案内に利用させていただきます。

【第三者提供】お預かりした個人情報の第三者への提供はありません。

【委託】利用目的の範囲内で業務を行うために、個人情報の取扱いを委託する場合があります。

【個人情報提供の任意性】個人情報の提供はお客様の任意となりますが、商品のお届けなどに誤りが生じないよう、正確にご記入願います。

【開示等の求めに応じる手続】利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去等をお求めの際は、次の窓口にお問い合わせください。

【個人情報相談窓口】 株式会社ぎょうせい 個人情報相談窓口 電話 03-6892-6562 受付時間 平日9時~17時

【個人情報保護管理者】情報管理担当執行役員



①ご注文を承ってから通常2週間程度でお届けいたします

②乱丁・落丁や破損がある場合、送料弊社負担にてお取り替えいたします。

お客様のご都合で返品される場合は、送料ご負担の上、商品到着後8日以内にお願いします。

【代金のお支払について】

③お支払方法は、銀行振込、郵便払込み、コンビニ払い、LINEPayほか各種ウォレットサービスからお選びいただけます。

※コンビニ払い、各種ウォレットサービスは、1回あたりの支払上限額があります。

④請求書記載の支払期日までにお支払いください。

【追録について】

⑤加除式図書は、常に記載内容を最新に保つため、定期的に内容補正のための「追録」(有料の冊子)を発行します。

加除式図書ご購読中は、追録のご購入をお願いします。追録の発行月、号数、販売価格については、年2回(5月、11月予定)、2号、7.260円(10%税込)を予定しています。

ただし、法令改正等の影響によりやむなく変更をすることがあります。 追録の発行号数が年度予定を超えてしまう場合には、事前にお知らせをいたします。

⑥追録のご購入を中止される場合は、弊社販売担当者あるいは

フリーコール (0120-953-431 平日9時~17時受付) までご連絡をお願いいたします。

				キリト	· リ 緑					
	上記「個人情報の取扱いについて」に同意し、下記台本を申し込みます。 以降の情報更新(代金別途)と併せて申し込みます。							年	月	日
	要点解説 租税判例総集 加除式・B5判・定価18,700円(10%税込)送料サービス コード 1111798-00-000 租判									部
申								I		
· 込	お届け先 ご 住 所									
書	フリガナ (プリガナ) お 名 前 (ご担当部署名: ご担当者名:)	
	TEL	-		e-mail	_,,	· -	@			
		(プケなの祖人はプラス) /	ナンナハ							
	お得意様No.	(ご存知の場合はご記入く	Eath)	支払費	□公費	□社費	□私費			

TEL:0120-953-431 [平日9~17時] FAX:0120-953-495

〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11 https://shop.gyosei.jp ぎょうせいオンラインショップ 検索

●弊补使用欄

コード 1111798-00-000 租判

要点解説

【監修】

実 (東京大学名誉教授) 保坂雅樹 (弁護士)

月刊『税理』編集局

(電子版付



加除式·B5判·全1冊 定価18.700円 (10%税込)送料サービス 情報更新料 年2回7,260円(10%稅込)(3,630円×2回)

要点をまとめた租税判例を

税務処理に困った時に 解決の糸口がここにある!

- ◆平成25年以降に言い渡された租税判例の収録数は随一! (以後1年間に2回の頻度で1年分の内容を更新していきます。)
- ◆各判例の全文を掲載するという煩雑さを避け、①判決の要 旨を中心に、2テーマ、3争点、4判断を付け、読みやすく、 要点を把握しやすい!
- ◆購読者限定の電子版付き。全文検索だけでなく、キーワード によるテーマごとの検索により他の類似判例も参照できる!

◆ 目 次 ◆

第1章 総

- 納税申告 (修正申告)
- 2 青色申告の承認の取消し
- 3 更正の請求
- 推計課稅
- 税務調査(質問検査権の行使)
- 不服審査手続
- 7 訴訟手続

第2章 所得税

- 課税所得の範囲
- 所得の発生時期
- 3 所得の帰属
- 各種所得の区分
- 各種所得の発生、金額の認定
- 6
- 所得控除
- 8 その他

第3章 法 人 税

- 1 益金の額
- 損金の額
- 課税・計算の特例
- 4 その他

第4章 相 続 税

- 1 相続財産の範囲
- 2 財産の評価
- 3 その他

第5章 消費税

- 1 課税・非課税の区分
- 2 仕入税額控除
- 3 その他

第6章 附 帯 税

- 1 無申告・過少申告加算税
- 2 重加算税

収録サンプル

〇非永住者に対する国内源泉所得等の判定

東京地裁平成25年5月30日判決(平21(行ウ)310号,平21(行ウ) 316号)(確定)

争点

日本の非永住者が米国内で譲渡したオルゴール等に係る課税の可否。

〇ストック・ユニットの転換による株式報酬の発生時期

東京高裁平成28年3月16日判決(平27(行口)372号)(上告受理 申立て)原審:東京地裁平成27年10月8日判決(平25(行ウ)502号)

争点

本件株式報酬に係る給与等の収入すべき日は、本件転換日(平成 20年9月8日)か、本件制限解除日(平成20年9月18日)か。

〇馬券の的中によって得た払戻金の所得区分

東京地裁平成28年3月4日判決(平25(行ウ)432号)(控訴)

争点

本件払戻金の所得区分

本書の特色・ポイント

結論(判断)

論争ごとに示さ

れた判断がわか

りやすい

を簡潔に

Sample

判断の概要

考え方

判例のテーマをわかりやすく提示

○従業員等の慰安のために行われた感謝の集いと交際費等

本件行事に係る費用が交際費等に該当するか否か 争点も明示

本件行事について、福利厚生事業(慰安行事)として社会通念上一般的に行われている範囲を 超えており、本件行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えているも のと認めることは困難であるというべきであり、本件行事に係る費用は、租特法61条の4第3項 の「交際費等」に該当するとは認め難いというべきである。

判決要旨

ここを読めば判例の 概略がつかめる

ない部分について取消しを求めるものの, 上 本判決は、次のとおり判示して、納税者の 訴えの一部を却下するとともに、請求の一部

を認容し、その余の請求を棄却した。 本件は、株式会社である原告が、平成20年 3月期ないし平成24年3月期(以下、これら を併せて「本件各事業年度」という。) の法 人税に関して, ①従業員等に対する「感謝の 集い」と名付けられた行事(以下「本件行 事」という。) に係る費用の一部及び②原告 の工場内の下請企業の従業員に対して支給し た「表彰金」と名付けられた金員に係る費用 を掲金の額に算入した上で確定申告をしたと ころ, 処分行政庁が, 上記各費用につき, い ずれも租特法(平成24年法律第16号による改 正前のもの。以下同じ。)61条の4第3項に 規定する「交際費等」に当たり、損金の額に 算入することはできないとの判断に基づき, 本件各事業年度の法人税の更正処分(再更正 を含む。)及び過少申告加算税の賦課決定処 分を行い、さらに、平成21年3月期ないし平 成24年3月期の各事業年度の法人税の再更正 処分(再々更正を含む。)を行ったことか

ら, 原告が各更正処分等の取消しを求めた事

案である(なお、原告は、主位的に、各更正

処分等の取消しを求め、予備的に、各更正処

分等のうち,「所得金額」及び「納付すべき

税額」について原告の申告に係る金額を超え

記各請求の訴訟物は同一であって、予備的請 求は主位的請求に包含される関係にあると解

また、処分行政庁は、本件訴訟の提起後、 原告に対し、本件各事業年度の「表彰金」に 係る費用をそれぞれ損金の額に算入するとと もに、関連する事業税等の金額を調整し、所 得金額及び納付すべき税額を減額する再更正 机分(再々更正及び再々々更正を含む。)並 びに過少申告加算税を減額する変更決定処分 をした。

主な争点は、①原告の申告に係る金額を超 えない部分の取消しを求めることについての 訴えの利益の有無(争点1),②本件行事に 係る費用が交際費等に該当するか否か(争点 2) にあった。

(争点1について) 更正処分は, 当該納税 者の当該年分の課税標準及び税額を全体的に 見直して変更する処分であり、その効力は、 更正処分によって決定された税額の全部に及 ぶものと解すべきであるところ。 更正処分で 決定された税額のうち、申告税額を超えない 部分については、納税者が自ら納税義務を確 定させているのであるから、上記部分につい

(争点2について)「交際費等」の損金不

算入制度の趣旨は、本来の必要経費の範囲を キーワード(#) 超えた冗費、濫費を生ずる弊害を防止し、資 電子版でテーマ別 検索が瞬時に できる!

本充宝 茗積等の促進を図るとともに 交際 費等をいたずらに支出するならば、公正な取 引を阻害し、公正な価格形成をゆがめること にもなるため、これを防止する趣旨であると 解されるところ、租特法61条の4第3項が、

からであると解される。

「専ら従業員の慰安のために行われる運動 会、演芸会、旅行等のために通常要する費 用! について、損金不算入の取扱いを受ける 「交際費等」から除外したのは(同項括弧書 き、1号)、従業員も「事業に関係のある者 等」に含まれ、交際費の支出の相手方となる ものの、専ら従業員の慰労のために行われる 諸活動のために「通常要する費用」は、従業 員の福利厚生費として法人が負担するのが相 当であり、その全額につき損金算入を認めて も法人の冗費・濫費抑制等の目的に反しない

したがって、専ら従業員の慰安のために行 われる行事に係る費用について、当該行事 が、法人が費用を負担して行う福利厚生事業 として社会通念上一般的に行われている範囲

念上福利厚生費として認められる程度を超え ている場合には,交際費等に当たり,損金算 入が否定されることになると解するのが相当 である。そして、当該行為が福利厚生事業と して社会通念上一般的に行われる範囲を超 え, 当該行事に係る費用が社会通念上福利厚 牛費として認められる程度を超えているか否 かについては、交際費等の損金不算入制度の 趣旨及び目的に鑑み、当該法人の規模や事業判断の目安、 状況等を踏まえた上で, 当該行事の目的, 参 加者の構成(すなわち、従業員の全員参加を 予定したものか否か), 開催頻度, 規模及び 内容、効果、参加者一人当たりの費用額等を

を超えており、当該行事に係る費用が社会通

総合して判断するのが相当である。 本件行事について、福利厚生事業(慰安行 事)として社会通念上一般的に行われている 範囲を超えており、本件行事に係る費用が社 会通念上福利厚生費として認められる程度を 結論 超えているものと認めることは困難であると いうべきであり、本件行事に係る費用は、利 特法61条の4第3項の「交際費等」に該当す るとは認め難いというべきである。

○分掌変更による役員退職給与

本判決は、納税者の請求を棄却した原審の判断(本件金員は、法人税法34条1項括弧書き所定

本件金員が法人税法34条1項括弧書き所定の「退職給与」に該当するか否か

の「退職給与」に該当するとはいえない)を維持し、納税者の控訴を棄却した。

判断

年4月1日から平成24年3月31日までの事業 年度の法人税について、確定申告書及び修正 申告書を提出した後、控訴人の前代表取締役

本件は、株式会社である搾飯人が、平成23 に対して支払った退職慰労金(以下「本件金 員」という。) は損金の額に算入されるべき であったとして通則法23条1項1号に基づき 更正の請求をしたのに対し, 処分行政庁が,

『要点解説 租税判例総集』は 税務判断に迷ったときに役立つ!

→例えばこんなケース!

表彰金が会社経費に当たるんでしょうか。

わが社の社員と取引先の社員をねぎらうために感謝の つどいを開催し、取引先の社員に表彰金を支給した。



(会社経費になれば、非課税になって助かるんですが……)

まずは電子版でキーワードによる検索をしてみよう。

テーマごとに判例が検索できるから、早くて使いやすい! このケースでは、「#交際費」または「#従業員」で検索。 他の類似する判例も抽出される中で、最適なケースを 見つけることができた。 あとは、紙の本をじっくり見てみよう。



税理士

検索して見つかった判例のテーマ

2 争 点 表彰金が交際費に当たらず、損金算入できるかどうか

3 判 断 結論を導き出します。

関与先からの質問についての結論は、ここを見ればいい。 (詳しい理由は、判決要旨で) 会社経費になるという根拠、理由が簡潔にわかるな。

表彰金は、会社経費に当たります。非課税ですね。



税理士

4 判決要旨 結論(判断)を争点ごとにわかりやすく記述。

結論(判断)に至る根拠、判断の目安が争点ごとに記述して あって、クリアにわかる!





5キーワード(#)

電子版を使えばでキーワードで検索ができる。 テーマごとに判例がスピーディーに検索できるから、 他の類似する判例も参照できる!

